

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、東京の西部に位置し、馬頭刈山や戸倉三山などの山地、秋川溪谷を形づくる秋川や平井川などの河川、秋留台地を取り囲むように分布する草花丘陵や秋川丘陵など、変化に富んだ地形によって生み出された肥沃な台地と豊かな森によって形成されている。また、都心より40～50km圏内の位置にあり、電車や車により約1時間で訪れることができる自然豊かな地域である。

産業の状況として、市内には小規模な事業者が点在しているほか、職住近接のまちづくりの一環として企業を誘導するために秋留台西地区、小峰台工業団地及び菅生テクノヒルズ地区を整備しており、これまでに多くの研究所や事業所が進出している。

令和3年度の経済センサス調査によると、市内全事業所の中で、卸売・小売業が最も多くあり、続いて、建設業、宿泊・飲食業、医療・福祉、製造業が続いている。次の表は、事業所数の多い上位5つの業種について、事業所数及び従業員数をまとめたものである。

平成28年度			令和3年度		
	事業所数(所)	従業員数(人)		事業所数(所)	従業員数(人)
全体	2,349(100%)	21,510(100%)	全体	2,191(100%)	20,706(100%)
卸売・小売業	569(24.2%)	4,193(19.5%)	卸売・小売業	504(23.0%)	3,903(18.8%)
建設業	378(16.1%)	1,888(8.8%)	建設業	364(16.6%)	1,901(9.2%)
宿泊・飲食業	257(10.9%)	1,957(9.1%)	宿泊・飲食業	217(9.9%)	1,813(8.8%)
製造業	226(9.6%)	3,219(15.0%)	医療・福祉	213(9.7%)	4,509(21.8%)
生サ・娯楽業	216(9.2%)	1,547(7.2%)	製造業	204(9.3%)	3,003(14.5%)

※()内は全体の比率

市内事業所数の内訳を見ると、卸売・小売業が23%、建設業が約17%となっており、卸売・小売業に次いで建設業が多くなっている。

全体として、令和3年度は平成28年度と比較すると、事業所数、従業員数共に減少しており、地域経済の縮小が懸念される。また、製造業においては、事業所数の減

少に伴い、事業所数が医療・福祉より下回る傾向となっている。

こうした市内事業者に対して、市の中小企業支援策には、中小企業振興資金融資制度、小口零細企業保証資金融資制度及び小規模事業者経営改善資金貸付に伴う利子補給制度等があり、市内事業者に対して融資のあっせん及び利子補給を行っている。

また、市とあきる野商工会が運営しているあきる野創業・就労・事業承継支援ステーションB i @ S t aにおいては、事業計画の作成から開業までを包括的にサポートする創業支援のほか、次世代への事業引継ぎをサポートする事業承継支援、さらにハローワークと連携した就労支援を行っている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。以下同じ。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、第1次産業である農林業から様々な業種がある第3次産業までと多岐にわたり、その業種により必要となる設備が異なるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、多岐にわたる業種が市内各地に存在するため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、第1次産業である農林業から様々な業種がある第3次産業までと多岐にわたり、多様な業種が市内の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広

く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・区市町村民税又は固定資産税の納税義務者で、既に納期の経過した分を完納していない者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。